

石川町復興推進計画

平成 29 年 6 月 12 日
福 島 県 石 川 町

1. 計画の区域 石川町全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。本町においても震度 5 強が観測され、その後も頻発する余震により、家屋や道路等のインフラに大きな被害が生じた。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する風評被害は産業全体に深刻な影響を及ぼした。本町の観光入込客数は、震災前と比較すると一時 28.8% も減少するなど、地域経済に深刻な影響を及ぼし、雇用の不安定化が懸念されているところである。

こうした中、本町の中核的産業を担い得る企業の設備投資を支援することにより、地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、本町の中核的産業である宿泊業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に立地する株式会社八幡屋（以下「対象事業者」という。）が、石川町大字母畑字樋田地内において、里山露天風呂の新設等を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における宿泊業は、町内の宿泊業、飲食サービス業の従業員数において

第1位であり、本町の中核的産業である。また、本事業は、本町の宿泊業における従業員数の39%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても、稼動時には新規雇用者16人の雇用創出効果が見込まれる。

したがって、本事業は、本計画の目標である「地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行

株式会社日本政策投資銀行

株式会社商工組合中央金庫

須賀川信用金庫

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、平成28年12月に発表された株式会社旅行新聞新社が主催する第42回プロが選ぶ日本のホテル・旅館100選の総合第一位になるなど、全国的にも知名度が高い温泉旅館を経営する企業である。当該計画の実施により、既存旅館の三、四階部分を増築して個人・小グループ向けの食事会場を増設するほか、新たに旅館三階へつながる里山露天風呂と貸切風呂を新設し、施設の整備拡張を図ることは、雇用機会の拡大、地域経済の活性化に繋がるものである。

以上のことから、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、石川町、福島県、石川町商工会、株式会社東邦銀行、株式会社日本政

策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、須賀川信用金庫、対象事業者を構成員とする石川町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。